

学 会 彙 報

2000年 3月31日

『教育行政学研究』第21号の刊行

〈掲載論文〉

生涯学習の概念に関する一考察

—— 教育行政の今日的課題 ——

田 代 直 人 (山口大学)

1930年代アメリカ合衆国公立学校財政改革に関する考察

上 寺 康 司 (東亜大学)

1920年代イギリスにおける保育学校教育養成カリキュラムの特質と課題

中 嶋 一 恵 (長崎女子短期大学)

〈文献紹介〉

開発途上国の教育計画

—— ユネスコ国際教育計画研究所『教育計画の基礎シリーズ』の紹介 ——

岡 本 徹 (広島修道大学)

2000年 3月25日

西日本教育行政学会第22回大会プログラムの発送

2000年 5月27日

西日本教育行政学会第22回大会開催 (広島大学)

〈研究発表〉

イギリスにおける国庫補助学校に関する研究

—— L E Aからの離脱による補助金配分形態の特質 ——

三 山 緑 (広島大学大学院)

イギリス視学制度の比較時代史的検討

—— 1862年教育法と1992年教育法 ——

高 妻 紳二郎 (九州産業大学)

学校の自主性・自律性の確立および保護者・地域住民の学校運営参加と、学校管理規則の改正動向

加治佐 哲 也 (兵庫教育大学)

市町村教育長のキャリア形成に関する一考察

河野和清 (広島大学)

中高一貫教育の計画・実施をめぐる諸問題

—— 滋賀県における検討状況について ——

藤田弘之 (滋賀大学)

教育の資質向上とリカレント教育に関する調査研究

杉山 緑 (山口大学)

田代直人 (山口大学)

〈総 会〉

昨年度から継続審議となっていた『教育行政学研究』編集のあり方について、岩永紀要編集委員長より会員を対象としたアンケート調査に基づいた報告がなされた。審議の結果、従来通りの編集方針で今後もあたりたいとの提案を受け了承された。なお、機関紙編集の実態にあわせて、西日本教育行政学会機関紙刊行規程 5. を「編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。」と改正することが了承された。

2000年 8 月 28 日

学会ニュース第43号、『教育行政学研究』第22号の投稿申込用紙発送。

2000年12月11日

西日本教育行政学会第23回大会は、九州産業大学で開催されることとなり、準備委員長に高妻紳二郎会員（九州産業大学）が選出された。

2001年 1 月 30 日

西日本教育行政学会第22回大会案内、発表申込書等発送。

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合はMS-DOSの標準テキストファイル(45字×38行)とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月15日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

緑色の鮮やかな若葉の季節となりましたが、会員の皆さまにはご健勝にてご活躍のことと存じます。

さて、西日本教育行政学会の紀要第22号が完成しましたのでお届けいたします。本号の掲載論文は2編で、くしくも教育長のキャリア形成や専門性に関する内容となりました。いずれもレフェリー制に基づく審査を経た、内容的に充実した論文を掲載できましたこと、会員の皆さまとともに喜びたいと思います。

また、今回新たに〈研究ノート〉として山口大学におけるリカレント教育（現職教員の博士課程設置）に関するニーズ調査の結果を掲載することにいたしました。教員免許法の改正や厳しい教員採用状況、少子化、はたまた独立行政法人化とも相まって各大学・短大等で大学改組の動きに拍車がかかっているようです。それぞれが直面している問題は異なりますが、わが国の高等教育政策や教員養成政策をめぐって、会員間で情報交換がなされることは有意義なことだと思われます。

〈文献紹介〉においては、高橋正司会員より、「インターネットを利用した研究情報の入手」に関する情報の提供と概要紹介をしていただきました。お忙しい中、快くお引き受けいただき感謝いたします。このように文献・資料の入手が極めて容易になった段階では、従来のような事実の紹介を中心としてきた外国研究の意味の問い直しが必要になってきているものと思われます。

現在、市町村の合併問題や教育委員会不要論を底流に抱えながら、学校評議員制度のあり方を含めて、各都道府県・市区町村教育委員会では学校管理規則の見直しが進められております。このような教育行政が直面している課題に、本学会としてどのように応えていくことが可能なかを追求していく必要があります。

「教育行政学研究」編集委員

岩 永 定
池 田 輝 政
加治佐 哲 也
河 村 正 彦

印 刷	平成13年 3 月31日
発 行	平成13年 3 月31日
発行者	西日本教育行政学会 〒814-8511 福岡市早良区西新6丁目2番9号 西南学院大学 文学部児童学科 松永裕二研究室 ☎ 092-823-4330
印刷所	グランド印刷株式会社 〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15 ☎ 088-622-8448

Studies on Educational Administration

Kazukiyo KOHNO : An Empirical Study of the Career Formation of the
Municipal Superintendents of Schools

Katsusuke SAITO : Preparation and Experiences of the American School
Superintendents as the Profession

Ryoku SUGIYAMA and Naoto TASHIRO
: Research on Development of Teacher Quality and
Recurrent Education

A Selected Bibliography

Masashi TAKAHASHI : Obtaining Research Information from the Internet

No. 22 March 2001

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research